

岩手県告示第241号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づき堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり公示する。

平成29年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 二級河川新井田川水系瀬月内川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 堤防
- 3 河川管理施設の位置 九戸郡軽米町大字山内第3地割大清水125番地先から山内第1地割字駒板147番地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び住所 道路管理者 軽米町 九戸郡軽米町大字軽米10番85
 - (2) 代表者の氏名 軽米町長 山本 賢一
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物（道路の附属物に限る。以下同じ。）の新設、改築、維持又は修繕
 - (2) 兼用工作物の災害復旧
- 6 管理の期間 平成29年3月28日から道路の存続する日まで

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県北広域振興局土木部二戸土木センターに備えておいて縦覧に供する。